平成２１年（フ）第８１号
滋賀県東近江市東沖野５丁目25番16号
債務者　須﨑　恵子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第９７号
滋賀県愛知郡愛荘町東出520－２　コスモハイツ秦荘Ｂ棟、住民票上の住所滋賀県犬上郡甲良町大字長寺678番地13
債務者　西川　正人
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１０１号
滋賀県蒲生郡竜王町大字小口97番地１
債務者　古株三千雄
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１１３号
滋賀県蒲生郡安土町大字桑実寺38番地182
債務者　本村知名江
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第６１５号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地64棟107号、前住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド住宅45棟506号
債務者　冨山　誠二
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９４号
神戸市兵庫区熊野町５丁目10番20号サンハイツ夢野８号
債務者　中田　義正
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０５号
神戸市兵庫区新開地６丁目１番５－807号
債務者　柯志英こと　柯　　仲達
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３４号
神戸市長田区北町１丁目40－１－807、住民票上の住所神戸市中央区二宮町２丁目13番26号シティーハイツ二宮108号
債務者　川原まり子（旧姓平石）
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３５号
神戸市長田区五番町４丁目30番地　市住29－609号
債務者　山本　正彦
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４９号
神戸市中央区元町通４丁目２番25号
債務者　祖父江有司
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４００号
兵庫県西宮市甲子園九番町５番８－103号、前住所兵庫県西宮市山口町下山口1637番地５有馬病院
債務者　中村まゆみ
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３６号
兵庫県西宮市甲子園七番町13番５－103号、前住所兵庫県西宮市浦風町15番15号
債務者　上嶋　幸司
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４４９号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目１番11号
債務者　西田みつ子
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５０号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目１番11号
債務者　西田　秀樹
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０５号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目37番地の10　阪口ハイツ203号、前住所兵庫県伊丹市中央１丁目９番18号　株式会社天国社員寮
債務者　濵田　義郎
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５５号
広島市安芸区矢野東２丁目24番31号、住民票上の住所広島市安芸区矢野東１丁目１番19号
債務者　矢口　省二
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７３７号
広島市中区舟入幸町17番11－302号
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部